

令和7年度「おかやまマーケティング・ラボ」事業委託業務仕様書

1 業務名

令和7年度「おかやまマーケティング・ラボ」事業委託業務

2 業務概要

首都圏アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」（以下「アンテナショップ」という。）において、県産品の「売れる商品づくり」を図るため、課題に基づくテーマを設定し、マーケティングを重視した調査、分析について、創意工夫を交えた実験的な取組により解決策を提案するとともに、その結果をアンテナショップ運営事業者や県内事業者へフィードバックする。

3 業務内容

(1) テーマ設定

- ・アンテナショップは、①物価高による客単価の低下、②増加するインバウンドの集客・購買、③若い層の集客・購買、④平日の集客・購買に課題がある。
- ・アンテナショップの売り場を活用し、これらの課題を踏まえた、商品の購買に繋がる解決策をテーマとすること。
- ・テーマについては、上記課題に基づき設定すること。また、最近のトレンドや他のアンテナショップとの比較や、県が調査した、別添「とっとり・おかやま新橋館お客様アンケート集計結果」等をもとに、解決すべき課題があれば、それに代えることも可とする。
- ・なお、アンテナショップ運営事業者及び県内事業者にフィードバックできるテーマをそれぞれ一つ以上設定すること。

(2) 業務の進め方

①アンテナショップを活用したマーケティングを重視した調査、分析

- ・設定したテーマについて、アンテナショップの強み、弱みを分析し、差別化ポイントや改善点等を見つける競合分析など、従来の手法に捕らわれない調査・分析を実施すること。

②アンテナショップの活用

- ・アンテナショップ内で上記の調査・分析結果を踏まえたラボ（実験）を実施すること。

③打ち合わせ等

- ・原則として、東京都内や岡山県内、もしくは、ウェブ上において定期的に打ち合わせを行うこと。
- ・必要に応じて、県と共同で関係箇所の説明を行い、調整を行うこと。
- ・打ち合わせの結果については、その都度、記録にまとめ、県に提出すること。

④アンテナショップ運営事業者等へのフィードバック

- ・当事業のプロセス及び成果をアンテナショップ運営事業者や県内事業者へフィードバックするため、セミナーの実施など効果的なフィードバックの方策を講じること。

⑤成果物

- ・事業の成果物として、一連の業務内容や分析結果についてまとめたレポートを作成し、県へ提出すること。
- ・年度途中に県から個別に成果の提出を求められた場合は、それまでの成果について取りまとめた上で提出すること。

4 実施体制

実施に当たっては、本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、事業内容を総合的に判断でき、かつ、作業進行を適切に処理できる責任者を置くこと。

また、県と綿密な連携を図りながら、業務が円滑に遂行できる体制をとること。

5 委託業務の条件

受託者は、本業務の実施に当たって、次の条件を遵守すること。なお、受託者がこれに反した場合、岡山県知事は委託契約額の一部又は全部を返還させることができるものとする。

- (1) 委託業務が完了したときは、速やかに業務実績報告書（様式任意）を作成し、報告しなければならない。
- (2) 委託事業に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。
- (3) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。
- (4) 原則として、業務の再委託は禁止とする。ただし、県が承認する場合においては、この限りではない。

6 精算

本業務は、契約時に定めた契約金額を上限としてその範囲内で実施するものとする。本業務が終了した時点で、実施経費の精算を行い、県の確認を経た上で額を確定し、経費の請求を行うこと。

7 委託予定期間

契約締結日から令和8年3月31日までの間とする。

8 委託限度額

7,724,000円（消費税及び地方消費税を含む）

9 著作権等

- (1) 各種デザイン写真等、当事業による製作物に係る著作権は、原則として、すべて県に帰属するものとする。
- (2) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。

10 その他

- (1) 参加事業者から県に提出された提案書等は、本業務の実績以外の目的で使用しないものとする。
- (2) 本業務に関して、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならないものとする。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た県、協力事業者及び個人の実事・情報等については、契約期間中のみならず、契約終了後も守秘義務を遵守することとする。
- (4) 本業務の遂行方法等について不明な点が生じた時は、その都度、県と協議の上、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (5) 本業務の内容について、随時、進捗や経費の状況を県に報告するとともに、協議を行い、効果的な実施に向けた調整を行うこと。